

改正

平成24年3月30日規則第21号

平成27年3月23日規則第11号

平成29年3月31日規則第26号

令和3年3月31日規則第34号

調布市市民プラザあくろすの指定管理に関する規則

(通則)

第1条 この規則は、調布市市民プラザあくろす条例（平成17年調布市条例第1号。以下「条例」という。）及び調布市市民プラザあくろす条例施行規則（平成17年調布市規則第3号。以下「施行規則」という。）並びに調布市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年調布市条例第30号）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定するものを除くほか、調布市市民プラザあくろす（以下「あくろす」という。）の指定管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理業務)

第2条 条例第15条の規定により指定管理者に管理を行わせる業務は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 条例第5条ただし書に規定する休館日の変更及び臨時休館日の設定、条例第6条ただし書に規定する開館時間の変更、条例第7条に規定する使用の承認、条例第8条に規定する使用の期間、条例第9条に規定する使用の制限、条例第12条に規定する使用承認の取消しその他あくろすの使用に関する業務
- (2) 条例第16条に規定する利用料金の徴収、条例第17条に規定する利用料金の減額又は免除、条例第18条ただし書に規定する利用料金の還付その他あくろすの利用料金に関する業務
- (3) 条例第11条ただし書に規定する設備の変更の承認その他あくろすの施設及び付帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定するあくろすに関する業務

2 前項に規定する管理業務を指定管理者に行わせる場合は、施行規則の関係規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えてそれぞれの規定を適用する。

(利用料金の額の承認)

第3条 指定管理者は、施行規則第13条及び条例第16条に規定する利用料金の額について市長の承認を受けようとするときは、市民プラザあくろす利用料金承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、承認の可否を決定し、市民プラザあくろす利用料金承認（不承認）通知書（第2号様式）により、指定管理者に通知するものとする。

（事業報告書の提出）

第4条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、当該年度分のみあくろすの使用状況その他市長が指定する事項について報告しなければならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定を取り消されたときにこれを準用する。この場合において、前項中「毎年度終了後」とあるのは、「指定管理者の指定を取り消された日後」と読み替えるものとする。

（指導助言）

第5条 市長は、指定管理者に対し、あくろすの適正な管理を確保するために必要な指導及び助言を行うことができる。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成17年4月1日以後のみあくろすの管理に係るものについて適用する。

附 則（平成24年3月30日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4号様式の改正規定及び第4項中調布市市民プラザあくろすの指定管理に関する規則第1号様式第1項の表に多目的室の項を加える改正規定は、同年5月14日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。
- （経過措置）
- 3 この規則による改正後の調布市市民プラザあくろすの指定管理に関する規則第1号様式の規定の適用については、この規則の施行の日から平成27年9月30日までの間、同様式中

「

| | | |
|--------|--|--|
| 保育室めじろ | | |
|--------|--|--|

」

とあるのは、

「

| | | |
|--------|--|--|
| 保育室めじろ | | |
| 多目的室 | | |

」

とする。

- 5 この規則による改正前の調布市市民プラザあくろす条例施行規則及び調布市市民プラザあくろすの指定管理に関する規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年3月31日規則第26号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第34号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

調布市長 宛

(団体名)

(代表者名)

市民プラザあくろす利用料金承認申請書

標記の件につきまして、調布市市民プラザあくろす条例第16条第1項の規定により、調布市市民プラザあくろすの利用料金を下記のとおり定めたいので、申請します。

記

1 あくろす（スモールオフィスを除く。）の利用料金額（1時間当たり）

| 室の名称 | 区分 | 市内在住者 | 市内在住者以外の者 |
|----------|----|-------|-----------|
| 会議室1 | | 円 | 円 |
| 会議室2 | | | |
| 研修室1 | | | |
| 研修室2 | | | |
| 研修室3 | | | |
| 研修室4 | | | |
| 研修室5 | | | |
| 和室 | | | |
| 調理室 | | | |
| あくろすホール1 | | | |
| あくろすホール2 | | | |
| 保育室めじろ | | | |

2 スモールオフィスの利用料金額（1月当たり）

| 室の名称 | 区分 | 基本料金 | 共益費 |
|-----------|----|------|-----|
| スモールオフィス1 | | 円 | 円 |
| スモールオフィス2 | | | |
| スモールオフィス3 | | | |
| スモールオフィス4 | | | |
| スモールオフィス5 | | | |
| スモールオフィス6 | | | |
| スモールオフィス7 | | | |

3 付帯設備の利用料金額（1時間当たり）

| 付帯設備名 | 区分 | 単位 | 基本料金 | 備 考 |
|--------------|----|----|------|---------------|
| 音響セット | | 1式 | 円 | 操作卓・プロジェクター付 |
| 液晶ビデオプロジェクター | | 1台 | | |
| テレビ | | 1式 | | ビデオ・DVDデッキ付 |
| 演台 | | 1式 | | 花台付 |
| ステージ | | 1台 | | 240センチ×120センチ |

第2号様式（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

（団体名）

（代表者） 様

調布市長 印

市民プラザあくろす利用料金承認（不承認）通知書

標記の件につきまして、調布市市民プラザあくろす条例第16条第1項の規定により、調布市市民プラザあくろすの利用料金を下記のとおり承認します。

記

1 承認

申請のとおり承認いたします。

2 不承認

次の理由により不承認といたします。

（理由）